

福島市屋外広告物安全管理指針

令和 3年 4月 1日制定

第1 趣旨

本指針は、福島市屋外広告物条例（平成30年1月12日条例第42号。以下「条例」という）に規定する広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の所有者若しくは占有者による安全点検（以下「点検」という。）に関し必要な基本的事項を定めることで、所有者若しくは占有者と点検者が果たすべき責務を明確にし、もって広告物等の安全性を確保することにより、公衆に対する危害の防止を図ることを目的とする。

第2 適用の範囲

本指針における点検を要する広告物等の適用範囲は、福島市屋外広告物条例施行規則（平成30年3月30日規則第55号。以下「規則」という。）第14条の4第2項で準用する規則第14条の2の規定に基づき、次に掲げる広告物等（以下「簡易広告物等」という。）を除く全ての広告物等とする。

- 一 はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕
- 二 気球利用広告物
- 三 自動車又は電車に表示する広告物
- 四 建物の外壁面に表示する広告物
- 五 法令の規定による広告物等
- 六 選挙運動のために使用する広告物等
- 七 公益上必要な施設等に寄贈者名等を表示する広告物等
- 八 国又は地方公共団体が公共的目的を持って表示する広告物等

第3 用語の定義

本指針における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「目視点検」とは、目視による点検を行うこと。この場合、通常立入可能な場所からできる限り対象物に近づき、実効性のある点検を行うものとする。
- (2) 「標準点検」とは、概ね60センチメートルに近づいての目視、触診、打音その他により点検を行うこと。この場合、外部だけでなく外装材を外して内部の点検も行うものとする。
- (3) 「詳細点検」とは、測定器等を用い広告物等を構成する部材について詳細な計測や検査を行うこと。この場合、広告物等の種類に応じ必要な点検箇所について寸法等の測定及び強度等の試験等を行うものとする。

第4 点検者の資格

広告物等の所有者若しくは占有者は、規則第14条の4第3項で準用する規則第14条の3第1項の規定に基づき、地上から広告物等の上端までの距離が4mを超えるものの点検を行うときは、規則第14条の4第4項の規定に基づき、次に掲げる資格を有する者に行わせなければならない。

- 一 屋外広告士
- 二 1級建築士又は2級建築士
- 三 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益財団法人日本サイン協会が開催する点検技能講習の修了者

第5 点検の実施

1 広告物等の所有者若しくは占有者は、日常の補修その他の管理に加え、広告物等を表示し、設置し又は変更したとき及びその後3年以内ごとに、次に掲げるところにより、広告物等の種類、材質、経過年数及び設置状況に応じ必要な点検を行い、当該広告物の安全性を確認しなければならない。

- (1) 広告物等の点検時期及び点検方法は別表のとおりとする。
- (2) 点検は、目視点検及び標準点検を基本とし、広告物等の状態を正確に把握できるように行うこと。
- (3) 目視点検又は標準点検を実施しても、なお、安全性の判断ができない場合は、詳細点検により広告物の状態を確認すること。
- (4) 突風、降雪、台風、地震等の災害が予測され若しくは発生した場合にあって、広告物等の安全性への影響があると認められるときは、直ちに点検すること。
- (5) 点検箇所及び点検項目（以下「点検箇所等」という。）は、次に掲げる事項を基本とし、適切な点検方法により異常の有無を確認すること。なお、点検箇所等は広告物等の種類又は形状等に応じて適宜増減すること。

| 点検箇所 | 点検項目 |
|----------|------------------------------|
| 基礎部・上部構造 | 1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき |
| | 2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき |
| | 3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化 |
| 支持部 | 1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間 |
| | 2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落 |
| 取付部 | 1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食 |
| | 2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等 |
| | 3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常 |
| 広告板 | 1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落 |
| | 2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損 |
| | 3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり |
| 照明装置 | 1 照明装置の不点灯、不発行 |
| | 2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水 |
| | 3 周辺機器の劣化、破損 |
| その他 | 1 付属部材の腐食、破損 |
| | 2 避雷針の腐食、損傷 |

- 2 点検方法の詳細は、「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）を参考とすること。

第6 危害防止等の措置

点検の結果、広告物等に異常が認められた時には、広告物の所有者等と管理者は協力して状態に応じ補修、改修及び撤去その他必要な措置を直ちに講じなければいけない。特に倒壊又は落下等により公衆に危害を及ぼすおそれのある場合は、上記の措置とあわせて、必要に応じ所轄警察等と連携し、周辺への立ち入り制限等、危害防止のため必要な措置を講じること。

第7 安全点検結果記録の作成・保管・報告

- 1 第5による点検結果は、規則様式第7号の2「屋外広告物安全点検報告書」により作成しなければならない。
- 2 前項に定める点検結果記録に点検の実施状況が分かる書類（作業の写真、点検を委託した場合は契約書その他必要な書類等）とあわせて、当該広告物等が除却されるまでの間、所有者、占有者、管理者等の関係者で共有し、保管しなければならない。
- 3 広告物等の許可の期間の更新を申請しようとする者は、申請日から起算して3月以内に第5による点検を行い、屋外広告物安全点検報告書を作成して更新申請書に添付することにより安全点検結果を報告しなければならない。
- 4 第2項により保管する屋外広告物安全点検報告書は、市町村長から報告の求めがあった場合は提出しなければならない。

備考

本指針は、令和 3年 7月 1日から運用する。

別表（第5関係）

| 点検周期 | 表示・新設・変更時 | 災害時等 又は発生後 | 設置年数 | | | |
|------|-----------|---------------------------------|------|------------------------------|------|---------------|
| | | | 3年目 | 6年目 | 9年目 | 10年超又は設置時期が不明 |
| 点検方法 | 標準点検 | 目視点検 ※報告義務無 | 目視点検 | 目視点検 | 標準点検 | 3年以内ごとに標準点検 |
| | | 目視で安全性の判断ができない場合等は標準点検又は詳細点検を実施 | | 上記点検では安全性の判断ができない場合は、詳細点検を実施 | | |